

## (記録の整備)

- 第144条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の介護予防短期入所生活介護計画とともに、当該利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (2) 第139条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (3) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
- (準用)

第145条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第141条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項及び第105条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

## (指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

- 第146条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行ふとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその指定介護予防短期入所生活介護の質の改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その提供する指定介護予防短期入所生活介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防短期入所生活介護の質の改善を図るよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、できる限り利用者が要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることとその他の様々な方法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- (指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

- 第147条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第131条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げたるところによるものとする。
- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
  - (3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
  - (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
  - (6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
  - (7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と

し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

## (介護)

第148条 指定介護予防短期入所生活介護事業者における介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に、その負担により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

## (食事)

第149条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

## (機能訓練)

第150条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

## (健康管理)

第151条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

## (相談及び援助)

第152条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらの者に対する必要な助言その他の支援を行わなければならない。

## (その他のサービスの提供)

第153条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、利用者のためのレクリエーションを行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

## 第1款 この節の趣旨及び基本方針

## (この節の趣旨)

第154条 第1節、第3節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一體的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

## (基本方針)

第155条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2款 設備に関する基準

## (設備及び備品等)

第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物

でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

エまでの設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合した設備を全て設けること。

ア 居室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) ユニットに属さない居室を改修した居室は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。この場合において、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(オ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項、防災に関する事項等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者の使用に適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者の使用に適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第173条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第171条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第173条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（適用）

第157条 第134条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第158条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合は、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受けた額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サー

ビス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 基準省令第155条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第155条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（基準省令第155条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

#### (6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第155条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意は、文書によるものとする。

#### (運営規程)

第159条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第132条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第132条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他事業の運営に関する重要な事項  
(勤務体制の確保等)

第160条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

第161条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次の各号に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第132条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号のユニット型指定短期入所生活介護事業所 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

#### (準用)

第162条 第136条、第137条、第139条、第140条、第143条から第145条（第103条の準用に係る部分は除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第136条第1項中「第141条」とあるのは「第159条」と、第144条第2項第1号及び第3号から第

5号までの規定中「次条」とあるのは「第162条において準用する次条」と読み替えるものとする。

#### 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第163条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を担つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

第164条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が日常生活における家事を利用者の心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に、その負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第165条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立て食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第166条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第167条 第146条、第147条、第150条から第152条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第147条中「第131条」とあるのは「第155条」と、「前条」とあるのは「第167条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第168条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予

防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに有しなければならない従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）生活相談員 1以上

（2）介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第184条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第171条において同じ。）の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

（3）栄養士 1以上

（4）機能訓練指導員 1以上

（5）調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当事数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることがにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を有しないことができる。

4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むため必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者がとるべきものとする。当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に從事するがとるべきものは、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に從事する。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所等と介護従業者により同一の事業所にて同一の事業所において、他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所の利用者に加えて、第1項各号に掲げる介護

6 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所等基準条例第184条に規定する基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において、他の法律に規定する指定居宅サービス等基準条例第185条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（利用定員等）

第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第187条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第172条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設ける設備を設けるとし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所等の設備を提供するため所に介護事業所等の設備を設けなければならない。ただし、指定介護予防通所該基準該当介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、当該各号（第1号を除く。）に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

（1）居室

（2）食堂

（3）機能訓練室



第三節 設備に関する基準と規則

第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であると指され、施設及び設備並びに運営に関する基準をもつて、前2項に規定する基準を満たすことができる。

(2) 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備及び運営に関する基準をもつて、前2項に規定する基準を満たすことができる。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(4) 診療所（療養病床を有するもの）である指定介護予防短期入所療養介護事業所次に掲げる基準に適合すること。  
ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。  
イ 食堂及び浴室を有すること。  
ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

2 前項第3号及び第4号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を有するものとする。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第193条第1項及び第2項に規定する設備に基準を満たすこととみなすことができる。

第二章

により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成23年政令第376号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合は、当該利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けられることがある。

(1) 食事の提供に要する費用（法第62条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第62条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたり場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費用の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費用の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第190条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第190条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第190条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第190条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 通常の送迎の実施地域

(5) 施設利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他事業の運営に関する重要な事項

(定員の遵守)

第182条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者数以上の利用者に対して

同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。



第183条(記録の正規化)  
介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を指定する旨を記載する。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  
(2) 第180条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  
(3) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録  
(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録  
(準用)

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第185条を規定するに付するが、この介護的支援の実施は、利用者の介護予防に資するよう、その目的を達成するためのものとする。

2 予の護養は、医改による業主の事務、護理に介も養成する。このことは、のう入院期間を短縮するため、介の定期的評議会が実現する。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

常にその指定結果を公表する。また、定期的に評議会を開催して、その結果を公表する。  
この評議会では、定期的療養施設の運営状況や、施設の設備、設備の整備状況等について、意見交換が行われる。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、できる限り利用者が要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定介護療養期間の具体的な取扱方針）

(1) と(2)の間で、医師の主導的立場を強調する旨の文言が記載されています。

の心のままに身を動かす。心のままに行動する。心のままに生きる。心のままに死んでしまう。

予防短期入所療養介護計画を作成すること。

- (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行ふこと。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対してサービスの提供方法等について理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。

(診療の方針)

第187条 指定介護予防短期入所療養介護における医師の診療の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師としてその必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基に、療養上妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果を上げることができるように適切な指導を行ふこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切な指導を行ふこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第198条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるものほか行わないこと。
- (6) 基準省令第198条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

(機能訓練)

第188条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第189条 指定介護予防短期入所療養介護事業者において行う看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清潔しきしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならぬ。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に、その負担により当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第190条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供されなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
- 4 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で提供されるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第191条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

(基本方針)

## 第2款 設備に関する基準

(1) 介護老人保健施設の運営に係る規定期制的施設による施設運営の実態と、その運営に係る問題点を調査する。

(2) 指定施設に於ける医療型介護事業所の運営

## (利用料等の受領)

ビ一当の部該額  
一のら費  
サ料かス  
領用額ビ  
受利準一  
理ら基サ  
代か用防  
定者費予  
法用ス護  
利ビ介  
は、一る  
者は、サれ  
業合防わ  
事場予払  
護た護支  
介し介に  
養供る者  
所をに事る  
療提係業。  
入護護護す  
所をに事る  
期介介と  
短養義養の  
防療療療も  
予所所する  
護入入入け  
型予予予支  
期介期受  
定短短を  
指防防防  
扶護護護の  
シツ介介  
額定定定  
ニ定定定た  
ニ指指指得  
る該型て  
条す當トし  
5當てシ除  
9該しニ控  
1にとユを

3 ユニット型指定介護料の額のほか、次に掲げた(1)～(4)の額を支拂う。この額は、前2項の規定により支拂を受けられる額である。  
(1) 食事の費用  
　防衛サービス費が利用する場合  
　防衛サービス費が利用する場合

費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する費用）（法第62条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護食の負担限度額）を限度とする。）

第(3)利甲規定の第十七条に準用する場合に基づき、定められた基準費用を算定する。但し、この規定は、第2号基準費用を算定する場合に適用されない。

- (5) 送迎に要する費用（基準省令第206条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることができると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第206条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（運営規程）

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (4) 通常の送迎の実施地域
  - (5) 施設利用に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第197条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員配置を行わなければならない。

  - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
  - (2) 夜間については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間の勤務に従事する職員として配置すること。
  - (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者によっては、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第198条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該事業所が介護事業者としての号に定められた短期入所療養介護事業所の従業者に対する利用に係る規定を適用する。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

  - (1) ユニット型介護老人保健施設である老人となる利用者の数
  - (2) ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超える場合における利用者の数

（準用）

第199条 第178条、第180条、第183条及び第184条（第103条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第183条第2項第1号及び第3号までの規定中「次条」とあるのは「第199条において準用する次条」と、第184条中「第181条」とあるのは「第196条」と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

第200条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を担つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第201条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の行う看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が日常生活における家事を当該利用者の病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に、その負担により当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第202条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならぬ。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとすることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第203条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第204条 第185条から第188条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第186条中「第175条」とあるのは「第193条」と、「前条」とあるのは「第204条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

### 第1節 基本方針

第205条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）をいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合は、第6節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに有しなければならない指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数を3で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数を10で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)を合計した数以上

(3) 看護職員 次のア又はイに掲げる指定介護予防特定施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設 常勤換算方法で、1以上  
イ 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設 常勤換算方法で、利用者の数から30を控除して得た数を50で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

(4) 機能訓練指導員 1以上

(5) 計画作成担当者 1以上(利用者の数を100で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)を標準とする。)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第219条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第219条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一體的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)を合計した数(以下この条において「総利用者数」という。)を100で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数を3で除した数(その認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数を10で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)を合計した数以上

(2) 看護職員 常勤換算方法で、利用者及び居宅サービスの利用者の数を3で除した数(その認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数を10で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)並びに利用者のうち30を控除して得た数を50で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

(3) 看護職員 次のア又はイに掲げる指定介護予防特定施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設 常勤換算方法で、1以上  
イ 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設 常勤換算方法で、利用者の数から30を控除して得た数を50で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

(4) 機能訓練指導員 1以上

(5) 計画作成担当者 1以上(総利用者数を100で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)を標準とする。)

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。

6 第1項第2号の介護職員のうち、常に1人以上は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たらなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

7 第1項第4号又は第2項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第1項第5号又は第2項第5号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項に規定する場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させることが

適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項に規定する場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

9 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

10 第2項第2号の介護職員のうち、常に1人以上は、指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たらなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯にあっては、この限りでない。

（管理者）

第207条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

### 第3節 設備に関する基準

第208条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいづれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること。

3 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。）

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 食堂

(5) 機能訓練室

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 一時介護室 介護を行うために適當な広さを有すること。

(2) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものを有すること。

(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えること。

(4) 食堂 機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。

(5) 機能訓練室 機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。

5 第3項第1号の規定にかかわらず、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は、一時介護室を設けないことができる。

6 第3項第5号の規定にかかわらず、他に機能訓練を行ふために適當な広さの場所が確保できる場合は、機能訓練室を設けないことができる。

7 指定介護予防特定施設には、第3項各号に掲げる設備のほか、介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行ふための専用の居室をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該介護居室の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

(2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適當な広さであること。

(3) 地階に設けないこと。

(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

8 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

9 指定介護予防特定施設は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるものとする。

10 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第222条第1項から第9項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

る。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

- 第209条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し第215条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不當に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
  - 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、あらかじめ、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
  - 4 第9条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

- 第210条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。
  - 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
  - 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

- 第211条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、当該利用者の意思を確認しなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村(法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会とする。)に提出しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第212条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を開始するときは、当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護を終了するときは、当該終了の年月日を、利用者の指被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合は、利用者から利用料の一部として当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われるものとする。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払を受ける介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにならなければならぬ。
  - 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用する者から受け取ることができる。
    - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
    - (2) おむつ代
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担せざることが適當と認められるもの
  - 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及

び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。  
(身体的拘束等の禁止)

第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第216条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対して適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。  
(協力医療機関等)

第217条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第218条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。  
(記録の整備)

第219条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の介護予防特定施設サービス計画及び第211条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類とともに、当該利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第212条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第214条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第216条第3項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録  
(準用)

第220条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第35条まで、第37条、第38条、第53条、第54条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第215条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

第221条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、できる限り利用者が要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。

7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他のことにより利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的な取扱方針)

第222条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第205条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げた心の状況を把握すること。

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、医師から得た情報伝達等の評価を用いて、利用者が抱く心の状況を把握し、利用者が自己立した生活を営むことができるよう支援すること。

(2) 計画を作成担当者は、利用者が希望及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの提供を行なう期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画を作成すること。

(3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。

(4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した場合は、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。

(5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行なうこと。

(6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行なうことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行なう期間が終了するまでの間に、少なくとも1回、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行なうこと。

(8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。

(9) 第1号から第7号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第223条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者において行なう介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切

- な方法により、排せつ・自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。(健康管理)
- 第224条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。(相談及び援助)
- 第225条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。(利用者の家族との連携等)
- 第226条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。(準用)
- 第227条 第150条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。
- 第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 第1款 この節の趣旨及び基本方針
- (趣旨)
- 第228条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。)及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。))により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。
- (基本方針)
- 第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- 第2款 人員に関する基準
- (従業者の員数)
- 第230条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに有しなければならない基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数を30で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数を100で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)を標準とする。)
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定施設入居者生活介護等基準条例第241条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第240条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護)をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)を合計した数(以下この条において「総利用者数」という。)を100で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数を10で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上及び利用者の

数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を合計した数以上

- (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）
- 3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1人以上の指定介護予防特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項に規定する場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させることができると認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項に規定する場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

- 第231条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

### 第3款 設備に関する基準

- 第232条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること。

- 3 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
  - (2) 浴室
  - (3) 便所
  - (4) 食堂
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
  - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。
  - ウ 地階に設けないこと。
  - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- (3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- (4) 食堂 機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

- 5 第3項第4号の規定にかかわらず、居室の面積が25平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができる。

- 6 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

- 7 指定介護予防特定施設は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるものとする。

- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型

指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第244条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第233条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対して次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行なう事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他入居申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な項目を記載した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合は除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めではならない。
- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第9条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第234条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 繁急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他事業の運営に関する重要な事項

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第235条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいいう。)でなければならぬ。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問ハビリテーション、第240条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護(第6項において「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)とする。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合は、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行なう受託介護予防サービス事業所において受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サ

一ビス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

### (記録の整備)

- 第236条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を備え置かなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の介護予防特定施設サービス計画及び次条において準用する第211条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類とともに、当該利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第238条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(2) 前条第8項に規定する結果等の記録

(3) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(6) 次条において準用する第212条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第214条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(8) 次条において準用する第216条第3項に規定する結果等の記録  
(準用)



## 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### (受託介護予防サービスの提供)

- 第238条 外部サービスによる特定防護施設の運営  
事業者は、事業者が運営する施設の運営にあたる際は、事業者に適切な介護を受けるための措置を講じなければならない。



- (準用)  
第239条 第221条、第222条、第225条及び第226条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第222条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針



## 第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準条例第252条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準条例第252条第1項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第269条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準条例第269条第1項

(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第258条第1項  
(管理者)

第242条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

### 第3節 設備に関する基準

第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第248条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備 次に掲げる基準に適合すること。

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第251条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第254条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

第244条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合は、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく、当該利用者が支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

#### (運営規程)

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
(5) 通常の事業の実施地域
(6) その他事業の運営に関する重要事項
(適切な研修の機会の確保)
第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。
(福祉用具の取扱種目)
第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。
(衛生管理等)
第248条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康管理のために必要な措置を講じなければならない。
2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに当該福祉用具を消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
(掲示及び目録の備付け)
第249条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の建物内の見やすい場所に、第245条に規定する重要な事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所の建物内に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
(記録の整備)
第250条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。
2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の介護予防福祉用具貸与計画（第254条に規定する介護予防福祉用具貸与計画をいう。）とともに、当該利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(2) 第248条第4項に規定する結果等の記録
(3) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録
(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
(進用)
第251条 第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、「第27条」とあるのは「第245条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「第11条中「以下同じ。」」とあるのは「以下同じ。」、「取り扱う福祉用具の種目」と、「訪問介護員等」と、「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、「第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、「第20条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、「第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、「第103条第2項中「待遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)
第252条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその指定介護予防福祉用具貸与の質の改善を図らなければならぬ。
3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、その提供する指定介護予防福祉用具貸与の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防福祉用具貸与の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。  
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第253条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第240条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行ふとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

#### (介護予防福祉用具計画の作成)

第254条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行いう期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 介護予防福祉用具貸与計画が作成されている場合は、既に介護予防サービス計画が作成しなければならない。
- 当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供を開始したときは、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

#### 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

##### (福祉用具専門相談員の員数)

第255条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行ふ者ごとに該事業を行ふ事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）とし、常勤換算方法で、2以上とする。該事業を行ふ事業所の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

- 2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与を同一の事業と同一の事業者により同一の事業所において一括して運営されているものは、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

条で、準条の)相「利び予「ス与  
4ま)基7る。な中り及護中ビ貸  
2条。2あじ切条よ日介項一具  
第8くは第と同適0に始定2サ用  
条、3除定「」下「2定開指第領祉  
条第を規中等以は第規のい条受福  
2ら条の条員「の、の供な3理防る。  
2か1節9護はると項提し0代予する。  
第34前第介のあ」4「当1定護と  
で、62び、問ると者第は該第法介の  
で3第及て訪あ」業条のに、「当も  
ま第( )い「と導從3るスと中該る  
条、節。お、」指「5あビ」項準え  
0)2くにと)なは第と一与2基替  
2)。第除合」切の法」サ貸第「み  
第く、を場条じ適るて額領具条は読  
ら除節条の5同「あいの受用4のと  
かを11こ4下中とつ費代理祉4る」  
2項第5。2以項」にス代福2あ項  
74に2る第「2等護ビ定防第と前  
1第び第する中第員介一法予、「」  
第(並び用す条条護問サ「護と与は  
で、条項及準用15介訪防中介」貸の  
で52項に準11問防予条當用具る  
ま3第1業て第第訪予護2該利用あ  
条第び第事い、「護介2準の祉と  
5、及条のおとと中介る第基ス福」  
1で項4与に」」条定け、「ビ防項  
第ま14貸条員目9指受とは一予2  
ら条第2具6談種1該を」のサ護前  
か4条第用5相の第当払名る「介「  
33(祉2門具、支品あは定中  
9第0節福第専用と容て、との指項  
第ら14防「具祉」内つ目」るい3  
か第第予は用福言びわ種護あな第  
条、護の祉う助及代、介とし条  
62条、介る福扱は日に日問  
5343当あ「り又供者了訪遇該  
2第5第該とは取談提用終防処にと

第13章 特定介護予防福祉用具販売

## 第1節 基本方針

## 第2節 人員に関する基準

（福祉用具販売事業所）で、2以上とする。  
第258条 指定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに有しなければならない福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。



(管理者) 第259条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務によることができる場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者を有しなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務によることができる場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者を有しなければならない。

に第3節に於ける設備を基準とするが、すなはちここに於ける設備を基準とするが、すなはち

- てが第基  
せと例る  
併業条す  
を事準定  
定の基規  
指売等に  
の販ス項  
者具ビ前  
業用一、  
事社サて  
は壳福宅  
販定居も  
販定居も  
は用定指と  
社指、こ  
福とはす  
事社管関と  
な定業合た  
え特事場満  
定のるを  
業用さすが  
事社管関と  
壳福運にこ  
備販防に備す  
要護指に項い  
設具目的設な  
必介、所1して  
の用護体るみ  
と防特い規も  
の福定て定の  
他祉介一する  
は予定おにる  
元の指定、の  
受け同一の1  
2受同  
2準を満

## 第4節 基準に関する運営に係る問題

第261条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売をもとに、利用者がどのような記録をするかは、利用者から具体的なサービスの内容等を記録する方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

第261条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売者をもとに、利用者情報を当該利用者に記録する方法により、その情報を適切な方法で記録する。具体的なサービスの内容等を記録する。その他適切な方法で記録する。

- (販売費用の額等の受領)  
第262条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第56条第3項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

## 場合の交通費

- 3 (2) 指定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。  
(但し、(1)の申請に必要とする書類等の交付)

（保険料付の中請に必要とされる支拂の交付）  
第263条 指定額（以下用語を意味する。）の支払を受けた場合は、次に掲げる  
事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の支拂をして交付しなければならない。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称  
(2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書  
(3) 領収書  
(4) 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要  
(記録の整備)

第264条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

- 2 販売第268利用者による記録を補完するに定められた規格外の特典を提供する場合、販売事業者は該用具(該用具と年間で2年以内に存続する)の販売も保証する。販売用具は、該用具と年間で2年以内に存続する介紹業者(以下「指定販売業者」といふ)が該用具の販売を担当する。販売用具は、該用具と年間で2年以内に存続する介紹業者(以下「指定販売業者」といふ)が該用具の販売を担当する。販売用具は、該用具と年間で2年以内に存続する介紹業者(以下「指定販売業者」といふ)が該用具の販売を担当する。

- (1) 第261条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  
(2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録  
(3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録  
(準用)

- 条らつおと用とあ第「  
0かにに」社」と、中と  
3条業条員福言」と条  
第5事5談防助者」7条  
第4販第專介談びス第2す  
2、具「具定相及ビび第と  
第項用は用特な時一及「の  
条2売2門護又利利24。  
で第福る福扱適訪「6条る基  
まび防あ「り「回は49える  
条及予とは取は初の24替す  
9項護」の、「の「る第2み関  
11介条る)る、あ、第読に  
第第定7あ。あととと、と法  
ら条特2とじと」」と「方選に  
か3定第」同」者遇額」条の  
条0指「等下導業處の具5援  
71、中員以指従「用用4支  
1第は条護「な「中費社2な  
第、定9介は切は項売福第的  
で、規第問の適の2販防る果  
で4の、訪る「る第「予す効  
ま5条て、「あ中あ条は護用の  
条第9い、と項と3の介準め  
ら条に場5じ5護、」はに予  
か8びの4同1介と料の条護  
第3並こ2下第問」用る5介  
9第で。第以、訪者利あ6  
第らまるる「と「用「と2節  
か条すす中」中利中」第5  
条7用用条目条「条具「第

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

- 第266条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその指定特定介護予防福祉用具販売の質の改善を図らなければならない。

- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

- 4 指定の特質を介して、福禄の質に販売する。販売の具部は、外売用に販賣する。予定期に防護する事により、業者による改善が図られる。それを評価するため、努力を提供する。  
5 介表を用いて、福禄の品質を定め、その結果を公定する。この結果は、常に予防的に福禄を保護する。  
6 介表を用いて、福禄の品質を定め、その結果を公定する。この結果は、常に予防的に福禄を保護する。



- 6 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。  
(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱い)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)  
第267条 第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定特定介護予防福祉用具販賣の提供に当たる

支援を行うこと。必要な生活を営むのに必要な日當に計画的に販売工具の使用が基づき、利用者が自立する。



(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

- 2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならぬ。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### (経過措置)

第3条 指定居宅サービス等に基づく事業所における介護事業者の指定を定め、第156条第1項の規定によるユニット型の指定を短期間で併せて受け、生活面積をもとにした標準を用いて、第1号の利用者に対するユニット型の指定を同一の「2平方メートル」を標準とする。

者と介護事業所の間の「防護所」という用語を用いて、介護事業所の運営に必要な規制を定めることとする。第4条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防所生活最初の更新までの期間は、平成23年9月1日以後最初の更新までの期間である。この規定は、平成23年9月1日以後最初の更新までの期間に適用される。

第5条 指定居宅サービス等基準条例附則第4条の適用を受ける事業と同一の事業者により同一の事業所に支障がないと認められる場合は、基準該当短期入所介護の提供に当該事業所における同一の事業者による同一の事業所に支障がないと認められる場合は、

一メートル<sup>2</sup>に1人未満の者を1人以上とする。

トル以上の広さを有しなければならない。

(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならぬ。  
第7条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

第8条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

第9条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内のりによる測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

第10条 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。  
(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならぬ。

第11条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

第12条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

第13条 平成23年9月1日以前から指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行つてゐる事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であつて、平成23年厚生労働省令第106号による改正前の指定介護予防サービス等旧基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成23年9月1日以後に指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）であるものについては、平成23年9月1日以後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

第14条 指定居宅サービス等基準条例附則第14条の規定の適用を受けているものについては、第208条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

第15条 平成18年4月1日以前から存する養護老人ホーム（平成18年4月1日において建築中のものを含む。）については、第232条第4項第1号アの規定は適用しない。

熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

### 熊本県条例第71号

熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

#### 目次

- 第1章 趣旨及び基本方針（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条）
- 第3章 設備に関する基準（第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第43条）
- 第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設
  - 第1節 趣旨及び基本方針（第44条・第45条）
  - 第2節 設備に関する基準（第46条）
  - 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）

#### 附則

- 第1章 趣旨及び基本方針